



健康保険証の廃止について

法改正によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、2024年12月2日より現行の健康保険証の交付を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」とします）を利用する仕組みに移行されます。

現行の健康保険証の交付終了について、また、マイナ保険証への移行に伴う当健保組合の今後の対応等についてお知らせします。

健康保険証の交付

資格取得届や被扶養者異動届、氏名変更届、健康保険証再交付申請書等の健康保険証の発行に伴うすべての申請書について、2024年12月2日から発行しません。

現行の健康保険証の利用

現行の健康保険証は、2025年12月1日までは、経過措置期間として医療機関等の受診に利用可能です。健康保険証利用の経過措置期間終了日までに退職等により資格喪失された方および記載事項に変更が生じた場合は、事業所を通して返却してください。
なお、経過措置期間終了後は健康保険証の返却は必要ありません。

資格確認書の交付

マイナ保険証未保有の方には、代替措置として「資格確認書」を、必要とする方に対して交付します。

対象者	交付の条件
2024年12月1日時点で健康保険証を保有している加入者	経過措置中は有効な健康保険証を保有されているので、2025年12月1日まで、原則、発行は行いません。ただし、2025年12月1日までの間に保険証再交付申請や氏名変更を届け出る際にマイナ保険証を保有していない場合は、当健保組合への申請に基づき資格確認書を交付します。なお、経過措置終了前には、国からマイナ保険証未保有の方の情報提供を受けることにより、申請いただくことなく資格確認書を一斉交付します。
2024年12月2日以降の加入者※	資格取得や被扶養者異動の際にマイナ保険証を保有せず、資格確認書の交付を希望する方に対し、新規加入時に交付します。

※ 2024年12月1日時点で健康保険証を保有していない加入者も含まれます。

資格確認書の記載内容

- 記号・番号
- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 資格取得日および有効期限

など

資格確認書の見本。
はがき型（紙）の様式となります。

健康保険資格確認書	
本人（被保険者）	年 月 日 交付
記 号	番 号（枝番）
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
有 効 期 限	
保 険 者 番 号	
保 険 者 名 称	
保 険 者 所 在 地	

資格確認書の有効期限

当健保組合の資格確認書の有効期限は一律、2025年12月1日までとします。

2025年12月2日以降に交付する資格確認書の有効期限については、加入者のマイナ保険証の利用状況を見極めたうえで、後日決定いたします。

資格確認書の返却について

資格確認書の有効期限前に退職等により資格喪失する場合は、資格確認書を事業所を通じて返却してください。また、資格確認書の記載事項に変更が生じた場合は、差し替え（返却・再交付）が必要となります。なお、有効期限を満了した資格確認書は返却不要です。

マイナ保険証を取得してください

健康保険証の廃止後は、医療機関受診の際、マイナ保険証による電子資格確認が基本となります。2024年12月2日の健康保険証廃止とその後の経過措置終了を経て、加入者のマイナ保険証の利用は促進され、資格確認書の発行自体も減少していくものと見込まれます。早期にマイナ保険証を取得するようお願いします。

健康保険証廃止に関する Q&A

今持っている健康保険証はいつまで使えますか？



2024年12月2日の健康保険証廃止時点で、お手元にある有効な当健保組合の健康保険証は、経過措置として2025年12月1日まで利用可能です。そのため、2025年12月1日までは健康保険証またはマイナ保険証で医療機関の受診が可能です。

※ただし、2025年12月1日以前に資格喪失する場合は、資格喪失日の前日まで使用可能です。

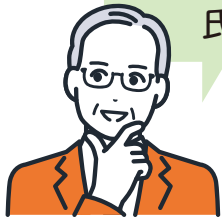
マイナ保険証を持っていませんが、健康保険証の廃止後（経過措置終了後）はどうなりますか？



2025年12月2日以降は、健康保険証に代わり「資格確認書」を交付予定です。

「資格確認書」は、原則、申請により交付されますが、経過措置終了前には、マイナ保険証をお持ちでない方（マイナンバーカードをお持ちでない方と、マイナンバーカードは持っているが健康保険証の利用登録をされていない方）には、申請なしで一斉交付する予定です。

2024年12月2日以降、定年再雇用や事業所転籍、任継加入、氏名変更、健康保険証紛失の場合はどうしたらよいですか？



マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で受診をお願いします。

お持ちでない方には、定年再雇用・事業所転籍・任継加入時には健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を申請なしで交付します。

2025年12月2日までに健康保険証紛失（再交付申請）された場合と、氏名変更届の際には、「資格確認書交付申請書」により資格確認書を交付します。「資格確認書交付申請書」は当健保組合のホームページに掲載します。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらよいですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご自身による利用登録が必要です。初めて医療機関等を受診する際も顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリやセブン銀行のATMからも事前に利用登録が可能です。



マイナ保険証の利用登録をしました。健康保険証はどうしたらよいですか？



経過措置期間終了までは保管してください。経過措置期間終了までに資格の喪失（退職や扶養削除など）、任継の資格を喪失した場合は、健康保険証は返却が必要です。

先日、資格情報のお知らせが届きましたが、このお知らせはどのようなときに使うのですか？

マイナ保険証のみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナ保険証と一緒に携帯いただくことをおすすめします。



Q&Aについては、当健保組合ホームページにも掲載しておりますのでそちらもご確認ください。